

簡易確認型 Q & A

1. 簡易確認型全般

Q 1. 手続きが良く分からない。

(答)

手続きは以下のように進めます。

- ① 入札参加者は、入札説明書に基づいて「競争参加資格確認申請書（簡易別記様式1）」と競争参加確認資料として「簡易技術資料」を作成します。
- ② 「簡易技術資料」は入札書及び工事費内訳書とともに提出していただきます。
- ③ 発注者は、「競争参加資格確認申請書（簡易別記様式1）」で参加資格を、簡易技術資料で評価点（加算点）を確認します。
- ④ 開札後に入札価格と簡易技術資料等による技術評価点から評価値を算出し、評価値が上位の者（評価値上位3者以上）を落札候補者として選定します。
- ⑤ 落札候補者からは、簡易技術資料の根拠となる「詳細技術資料」を提出頂きます。
- ⑥ 「詳細技術資料」は、従来の技術資料と同様の評価を行い、簡易技術資料が正しいかを確認し、必要に応じて評価値を再算出します。
- ⑦ 落札候補者のうち最も高い評価値（⑥で算定）が、落札候補者以外のうち最も高い評価値（④で算定）よりも高い場合は、その落札候補者を落札者と決定します。
- ⑧ 上記⑦で落札候補者の評価値が落札候補者以外の評価値を下回った場合は、新たな落札候補者を定めて上記の⑤以降の手続きを再び行います。
- ⑨ なお、詳細技術資料により競争参加資格が無いものと評価した場合は、当該者の行った入札は「無効」として扱います。

Q 2. 手続きが複雑そうだが、入札参加者にとってメリットはあるのか。

(答)

入札参加者全員には、「簡易技術資料」を提出していただきますが、開札後は落札候補者だけ簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料を提出していただきますので、落札候補者以外の方の事務は大幅に簡素化されると考えています。

Q 3. 落札候補者の数は、簡易技術資料による評価点を用いた評価値の上位3位に該当する者なのか。

(答)

落札候補者の数は、簡易技術資料による評価点を用いた評価値の上位3者以上としており、工事の特性や発注時期等を踏まえて、工事毎に発注者が設定します。

例えば、「評価値の上位〇位に該当する者」として入札説明書に示します。

Q 4. 例えば、落札候補者は「評価値の上位3位に該当する者」である場合、その者が同点で複数存在する場合はどうするのか。

(答)

落札候補者は「評価値の上位3位に該当する者」とした場合、その者が複数存在する場合は、その該当者全てを落札候補者とします。

Q 5. 落札候補者は「評価値の上位3位に該当する者」とされているが、競争参加者が2者であった場合はどうするのか。

(答)

落札候補者は「評価値の上位〇位に該当する者」とし、競争参加者数がそれを下回る場合は、その競争参加者全員を落札候補者とします。

Q 6. 簡易技術資料による評価点と入札価格だけで落札者が決まるのか。

(答)

簡易技術資料による評価点と入札価格で落札候補者が決まりますが、その後に簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料を提出していただき、これまでと同様に評価を行った後、落札者を決めます。

このため、簡易技術資料による評価点と入札価格だけで落札者を決定するものではありません。

Q 7. 低入札だった場合はどうするのか。

(答)

予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての者に対して施工体制確認審査を実施します。

また、調査基準価格未満で入札した全ての者及びヒアリングが必要な者がある場合、追加資料の提出依頼を行います。

Q 8. この方式を導入すると公告から落札者決定までの時間も短縮されるのか。

(答)

公告から落札者決定までの時間は、従来の「同時提出型」とほぼ同等と想定しています。しかし、落札候補者の簡易技術資料に誤りがあり評価値が変わって新たな落札候補者を定

める必要が生じた場合は、従来よりも時間がかかってしまうことが予想されます。

Q9. 落札候補者となった（ならなかった）旨の通知は送付されるのか。

(答)

落札候補者へは『競争参加資格確認資料【詳細技術資料】提出依頼書』が送付されます。非落札候補者への通知は『簡易技術資料審査結果通知書』が送付されます。

なお、詳細技術資料の確認の結果、上位3者すべてが欠格、若しくは、すべて上位4者以降に繰り下がる場合は落札候補者を追加選定（基本3者）し、詳細技術資料の提出を求めます。

※現時点で落札候補者でない旨を通知されたものであっても、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったとき、又その他やむを得ない事情により配置予定技術者を配置することができなくなったときは、引き続き、受注者より申し出が必要です。

2. 簡易技術資料

Q10. 簡易技術資料による評価は高めに申請した方が有利になるのではないか。

(答)

落札候補者となった場合は、簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料を提出していただき、これまでと同様に評価を行います。

このため、仮に簡易技術資料による評価を意図的に高く申請することにより落札候補者となったとしても、落札者となることはありません。

なお、簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合、詳細な資料の提出を求めたうえで、ヒアリングを行う場合があります。また、ヒアリングの結果、虚偽の記載をしたことが確認された場合は指名停止措置要領に基づく措置を行うことがあります。

Q11. 簡易技術資料では「同種工事の施工実績・施工経験」について具体的な工事名等が記載されないが、参加資格要件をどのように確認するのか。

(答)

競争参加資格は、「競争参加資格確認申請書（簡易別記様式1）」で以下の①及び②が確認された場合に「資格あり」とします。

なお、詳細技術資料により競争参加資格がないと認めた場合は「無効」として扱います。

①競争参加資格確認申請書（簡易別記様式1）に入札公告「2. 競争参加資格」に定める条件を満たしていることについて、事実と相違ないことを誓約する旨の記載がある。

②企業名称から以下を確認する。

入札公告「2. 競争参加資格」に定める条件を満たしていること。

ただし、以下については企業名称では確認できないため除く。

- ・同種工事の施工実績
- ・主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置
- ・設計業務受託者と人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと
- ・入札に参加しようとする者の間に、資本関係、人的関係、その他において、入札公告に記載する基準に該当する関係が無いこと
- ・本工事における他の入札参加者の下請予定者として確約した者でないこと

Q12. 簡易技術資料はどのように作成するのか。

(答)

簡易技術資料は、入札説明書とともにダウンロードされた当該工事の様式を使用してください。空欄となっている評価項目については評価を行いませんのでご注意ください。

なお、提出にあたっては、Excel2003形式以下で作成し、入札説明書に記載している方法で提出して下さい。

Q13. 簡易技術資料の扱いは「参考資料」なのか、「正式資料」なのか。

(答)

簡易技術資料は、入札手続きにおける審査に用いる「正式資料」です。

Q14. 簡易技術資料の再提出はできるのか。

(答)

「入札説明書」に『申請書（簡易別記様式1）及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。』の記載があるとおり、簡易技術資料の再提出は認めません。

Q15. 簡易技術資料の記載に間違いがあった場合のペナルティはあるのか。

(答)

過失と判断される記載間違いについてはペナルティを課しません。

なお、簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合、詳細な資料の提出を求めたうえで、ヒアリングを行う場合があります。また、ヒアリングの結果、虚偽の記載をしたことが確認された場合は指名停止措置要領に基づく措置を行うことがあります。

3. 詳細技術資料

Q16. 詳細技術資料は入札後の提出となるが、どのような方法で提出すればよいのか。

(答)

詳細技術資料は、電子入札システムにより提出して下さい。(紙入札方式又は非落札候補者(上位4者以降)に再度提出依頼を行う場合は、提出場所へ持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。)により提出して下さい。)

Q17. 簡易技術資料の提出時に詳細技術資料を同時に提出した場合はどうなるのか。
また、詳細技術資料の提出時に簡易技術資料を同時に提出した場合はどうなるのか。

(答)

前者の場合、簡易技術資料は有効として扱います。同時に提出された詳細技術資料は発注者において破棄し、落札候補者となった時に改めて提出していただきます。

後者の場合、詳細技術資料は有効として扱います。同時に提出された簡易技術資料は発注者において破棄します。

Q18. 簡易技術資料に間違いがあったので、詳細技術資料は正しいものを出したいが認められるか。

(答)

詳細技術資料の評価は、評価項目毎に簡易技術資料による評価点を上限として評価します。このため、簡易技術資料の得点を超える詳細技術資料を提出していただいても、評価点が上がることはありません。

Q19. 提出した詳細技術資料に誤りや不備があることに気づいたが、再提出や追加提出はできるのか。

(答)

「入札説明書」に『申請書(別記様式1)及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。』の記載があるとおり、詳細技術資料の再提出は認めません。

Q20. 「簡易技術資料」による評価と「詳細技術資料」による評価が一致しない場合、どのように評価されるのか。

(答)

「簡易技術資料」と「詳細技術資料」による評価が一致しない評価項目の評価点は、「簡易技術資料」での評価点を上限として発注者の審査結果により評価します。

なお、詳細技術資料による評価点が簡易技術資料による評価点を下回った場合は、詳細技術資料による評価点が採用されます。

Q21. 「簡易技術資料」による評価と「詳細技術資料」による評価が一致しないことをもって、ペナルティが課せられることはあるのか。

(答)

評価結果が簡易技術資料と詳細技術資料で一致しないことだけをもってペナルティを課すことはありません。

なお、簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合、詳細な資料の提出を求めたうえで、ヒアリングを行う場合があります。また、ヒアリングの結果、故意に虚偽の記載をしたことが確認された場合は指名停止措置要領に基づく措置を行うことがあります。

Q22. 詳細技術資料は提出を辞退することはできるのか。

(答)

入札書の提出以降であるため、配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき以外の理由では、詳細技術資料の提出を辞退することはできません。

正当な理由なく詳細技術資料の提出を辞退した場合は、指名停止措置要領に基づく措置を行うことがあります。

Q23. 落札候補者が競争参加を辞退した場合、落札候補者を追加で選定して詳細技術資料の提出を求めるのか。また、追加で選定された場合においても、詳細技術資料の提出を任意で辞退することはできないのか。

(答)

落札候補者全てが配置予定技術者を配置できなくなったことを申し出て入札が無効となった場合は、追加で落札候補者を選定して詳細技術資料の提出を依頼します。この場合においても、配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき以外の理由では、詳細技術資料の提出を辞退することはできません。

なお、落札候補者が1者でも残れば、追加で落札候補者を選定する必要はありません。

4. 配置予定技術者

Q24. 配置予定技術者は、詳細技術資料の提出時まで特定する必要はないのか。

(答)

簡易技術資料を提出する時点では、配置予定技術者の個人名を申請していただく必要はありません。

落札候補者となった場合は、簡易技術資料の根拠となる詳細技術資料を提出していただきますので、配置予定技術者の個人名を申請していただきます。

Q25. 配置予定技術者は、詳細技術資料の提出前であれば差し替えが可能なのか。

(答)

詳細技術資料が提出されるまでは配置予定技術者個人が特定されていません。

簡易技術資料で示された実績等を有する技術者が、詳細技術資料において配置予定技術者として申請されるものと認識しています。

Q26. 簡易技術資料で想定していた配置予定技術者が、他工事の受注等により配置できなくなり、当該工事を辞退する場合、発注者はどのような確認を行うのか。

(答)

配置予定技術者が他工事の受注等により配置できなくなった場合は、速やかに発注者へ申し出てください。

その処理にあたっては、従来の入札手続きと同様です。

Q27. 配置予定技術者はこれまでと同様に複数で申請することができるのか。

(答)

落札候補者となった場合に提出する「詳細技術資料」では、従来と同様に配置予定技術者を複数申請することができます。この場合、その中で技術能力の一番低い者を対象に評価を行います。

簡易技術資料を作成するときも複数を選定することができますが、この場合、上記を踏まえ、その中で技術能力の一番低い者を想定して評価項目を記入してください。また、提出する簡易技術資料は、技術能力の一番低い者で作成した1枚としてください。

【参考1】

落札候補者・落札予定者の選定の考え方

【例：簡易技術資料による評価値の上位3者を落札候補者として選定する場合】

1. 落札候補者の選定

(1) 評価値上位3者の考え方

	【例1】	【例2】	【例3】
	簡易技術資料による 評価値（順位）	簡易技術資料による 評価値（順位）	簡易技術資料による 評価値（順位）
落札 候補者	A社 72 (1)	A社 72 (1)	A社 72 (1)
	B社 71 (2)	B社 71 (2)	B社 71 (2)
	C社 70 (3)	C社 70 (3)	C社 71 (2)
	D社 68 (4)	D社 70 (3)	D社 70 (4)
	E社 65 (5)	E社 65 (5)	E社 65 (5)

2. 落札予定者の選定

(1) 落札候補者に無効があった場合

①落札候補者の全者が無効 → 落札候補者の追加選定が必要

(なお、追加選定する場合の落札候補者は3者を基本とするが、提出資料の記載状況、評価値（同点企業が複数の場合）等を勘案し、変更可とする。）

②落札候補者のうち1～2者が無効 → 落札候補者の追加選定は不要

(2) 詳細技術資料の審査により落札候補者の評価値が変動した場合

①落札候補者のうち最も高い評価値が次点（評価値4位）の評価値を上回る場合
→落札候補者のうち最も高い評価値の者を落札予定者とする。

②落札候補者のうち最も高い評価値が次点（評価値4位）の評価値を下回る又は同点の場合

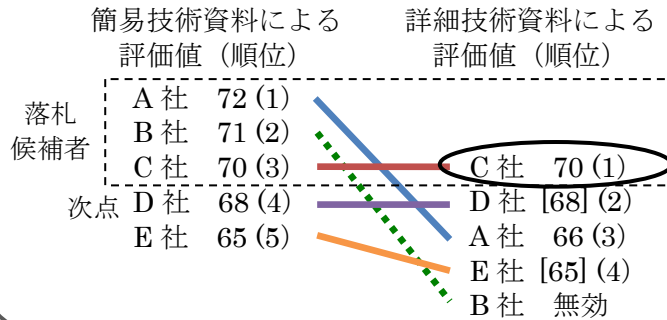
→落札候補者を追加選定して詳細技術資料の提出を求める。

(なお、追加選定する場合の落札候補者は3者を基本とするが、提出資料の記載状況、評価値（同点企業が複数の場合）等を勘案し、変更可とする。）

③落札候補者と次点（評価値4位）の評価値が同点の場合

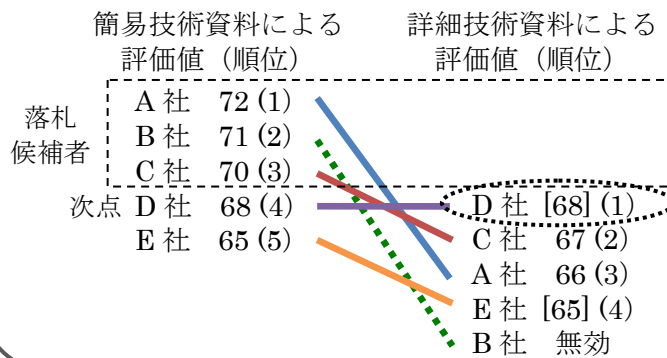
→次点（評価値4位）のみ追加選定して詳細技術資料の提出を求める。

【例4】



- A社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。
 - B社：無効
 - C社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を上回る。
- ↓
- ・評価値の最も高いC社が落札予定者となる
 - ・落札候補者の追加選定不要

【例5】



- A社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。
 - B社：無効
 - C社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。
- ↓
- ・全ての落札候補者の評価値が次点(D社)を下回る。
 - ・落札候補者の追加選定必要
→次点であるD社